令和８年度一般監査実施計画

児童福祉施設・助産施設

仙台市社会福祉法人・施設指導監査実施要綱（平成13年3月30日健康福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき，児童福祉施設（障害児施設及び保育所を除く）及び児童福祉法に基づく実施機関に対する令和８年度一般監査実施計画を次のとおり定める。

１　基本方針

（1）令和８年度の一般監査は，次に掲げる事項を基本方針として実施する。

①　児童福祉施設

ア．関連法令，児童福祉行政指導監査実施要綱等に基づく適切な入所者処遇の確保

イ．社会福祉施設運営の適正実施の確保

②　実施機関

ア．適正な入所措置事務等の確保

イ．適正な費用徴収事務の確保

（2）令和７年度の指導監査結果や厚生労働省からの通知等を踏まえ，2に掲げる重点事項については，重点的に指導する。

２　重点事項

令和７年度の指導監査結果において指摘数の多かった(1)(2)及び(3)を重点事項とする。

(1)人事管理・労務管理の適正化

大部分の施設において，労働時間の適切な把握が行われていない，また，実態と規定に相違があるなどの状況が見受けられたため，改善状況を確認し，未改善の場合は速やかに改善するよう指導する。

（2）決算関係書類の適正化

大部分の施設の決算関係書類において，必要項目の記載が不十分な事例などが見受けられたため，改善状況を確認し，未改善の場合は適切に行うよう指導する。

（3）適切な処遇環境の確保

一部施設において，児童の養育環境として不十分な状態が見受けられたため，職員の適切な配置や施設全体での環境改善の実施が行われるよう指導する。

３　監査方法

監査は，実地の手法により，次の(1)～(5)に基づき実施する。

（1）実地監査の実施方法

①役割分担

ア　**児童福祉施設**：施設の人事労務管理・経理を健康福祉局総務課が行い，入所者処遇をこども若者局子育て安心課が行う。

イ　**実施機関**：こども若者局子育て安心課が行う。

②監査班　監査に当たる職員3名以上をもって編成し，うち1名は原則として係長職以上の者とする。

③事前打合せ　監査班において事前に提出資料を確認のうえ要点を整理し，重点的に監査を行う箇所や役割分担を事前打合せにより決定する。

（2）事前監査資料の提出

一般監査の実施に当たっては，監査の効率化を図る観点から，全ての児童福祉施設より事前監査資料を提出させるものとする。

（3）チェックリスト

一般監査に当たっては，児童福祉施設指導監査指針に定める主眼事項，着眼点について，チェックリストを作成・活用し，監査内容及び水準の統一を図る。

（4）重点項目抽出による監査の実施

適切な運営が図られていると認められる児童福祉施設については，児童福祉施設以外の種別の施設で実施している書面監査と同程度の重点項目を抽出し実施する。

なお，重点項目抽出による監査は，事前監査資料及び自主点検表を精査し，効率的に実施する。

（5）監査結果の復命と改善状況の適正管理

監査終了後は要綱に基づき，速やかな監査結果の報告と，指摘事項等の改善状況の適正な管理に努める。なお，監査結果の復命・改善状況の管理は，こども若者局子育て安心課で行うものとする。

４　監査日程

一般監査は，年間日程に記載のとおり令和８年７月から令和９年２月の間に実施する。

５　監査実施数

令和８年度は，児童福祉施設（自立援助ホーム・ファミリーホームを含む。）21施設（乳児院１施設，児童心理治療施設1施設，児童養護施設4施設，母子生活支援施設2施設，自立援助ホーム5施設，ファミリーホーム７施設，里親支援センター１施設）について，実地監査を行うものとする。

また，実施機関7カ所（各区家庭健康課，宮城総合支所保健福祉課及び児童相談所）についても実地監査を行うものとする。